

第28期定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項(交付書面省略事項)

事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 …	1
連結計算書類の連結株主資本等変動計算書 ……………	5
連結計算書類の連結注記表 ……………	6
計算書類の株主資本等変動計算書 ……………	23
計算書類の個別注記表 ……………	24

株 式 会 社 東 名

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 「コンプライアンス方針」を制定し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - (b) 取締役会は法令遵守及び企業倫理を全社に周知・徹底する。
 - (c) 取締役及び使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の内部通報制度「東名目安箱」を設置する。
 - (d) 内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従い監査を実施し、その結果を代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - (b) 情報の取り扱いについては、「内部情報管理規程」及び「個人情報保護規程」等に基づき、適切に取り扱う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスク管理体制を構築するため「リスク管理規程」を制定し、当社全体のリスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
 - (b) 事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、コンプライアンス委員会及び経営会議で審議し、リスク管理を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 経営理念を機軸として策定した中期経営計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務を執行する。

- (b) 取締役会の運営に関する「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- (c) 常勤取締役及び常勤監査役を構成員とする経営会議を毎月開催し、取締役の職務執行に係る重要事項の報告、取締役会における意思決定の審議を行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社取締役は子会社取締役から、子会社の業績及び業務に関する報告を定期的に受けるとともに日常的な意思疎通を図る。

- (b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社に「リスク管理規程」を制定し、当社の管理担当取締役が統括し、リスク管理を行う。

- (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、当社の管理本部が子会社の管理を行う。

- (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社と共通の「コンプライアンス方針」の制定、内部通報制度を設置する。

また、内部監査室が定期的に子会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の意見を尊重してこれを決定する。
- (b) 前項に配置される補助使用人の独立性を確保するため、人事異動、人事考課等については、監査役の同意を得たうえで決定する。

⑦ 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けないものとする。

- ⑧ 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 当社グループの取締役及び使用人等は、各監査役の要請に応じて適宜適切に報告するほか、経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財務上に係る諸問題を発見した時は直ちに監査役に報告する。
 - (b) 監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が職務を執行するうえで、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務に必要なないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - (b) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互補完を図る。
 - (c) 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに意見を述べることができる。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- また、不当要求等の介入に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、断固としてこれを拒絶する。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

- (a) 取締役会を17回開催し、取締役及び監査役の出席の下、決裁基準に沿った個別的な議案の決議及び報告だけでなく、重要な事項（事業戦略、投資、資本政策、人事戦略など）の審議を行っております。
- (b) 経営会議を12回開催し、常勤監査役出席の下、重要事項の審議・報告を適切に行いました。

② コンプライアンス及びリスク管理体制について

- (a) コンプライアンス委員会を4回開催し、管理本部長をコンプライアンス委員長、管理本部長及び営業本部長の推薦により委員長が承認した者を委員としコンプライアンス意識の向上に努めております。
- (b) コンプライアンス規程その他の社内規程を定め、各種コンプライアンス研修（入社時研修含む）を実施し、従業員のコンプライアンス意識の向上に努めております。
- (c) 当社グループのコンプライアンス違反行為について社員が直接通報を行える内部通報制度を整備のうえ、全社員に周知し、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

③ 内部監査の実施について

代表取締役社長直属の内部監査室が、監査役とも連携し、当社グループを対象として内部監査を実施しております。内部監査の結果は、代表取締役及び常勤監査役に適時に報告され、また、取締役会及び監査役会においても報告が行われております。

④ 監査役の職務の執行について

- (a) 監査役会を14回開催したほか、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、経営課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っており、監査役はいつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができるものとしております。
- (b) 常勤監査役は取締役会のほか、その他の重要な会議等に出席し、業務執行の状況について直接聴取を行い、監査機能の強化及び向上を図っていることに加え、会計監査人や内部監査室と連携した監査、当社グループの全部署の内部監査の状況の確認を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監査する体制を整備しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	629,217	619,217	6,368,276	△663	7,616,048
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	12,035	12,035			24,071
剰 余 金 の 配 当			△313,522		△313,522
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,432,598		2,432,598
株主資本以外の項目の当連結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)					
当連結会計年度変動額合計	12,035	12,035	2,119,075	－	2,143,147
当連結会計年度末残高	641,253	631,253	8,487,351	△663	9,759,195

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	16,401	16,401	6,874	7,639,325
当連結会計年度変動額				
新 株 の 発 行				24,071
剰 余 金 の 配 当				△313,522
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				2,432,598
株主資本以外の項目の当連結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)	△960	△960	16,391	15,431
当連結会計年度変動額合計	△960	△960	16,391	2,158,578
当連結会計年度末残高	15,441	15,441	23,266	9,797,903

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・ 連結子会社の数 5 社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社東名テクノロジーズ
株式会社東名グリーンエナジー
エコ電気サービス株式会社
株式会社デジタルクリエイターズ
株式会社プロエージェント

2025年9月1日付で、当社の連結子会社である株式会社東名グリーンエナジーを存続会社、同じく当社の連結子会社であるエコ電気サービス株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

- ・ 連結の範囲の変更 当連結会計年度から株式会社デジタルクリエイターズ及び株式会社プロエージェントを連結の範囲に含めております。これは、2024年9月2日付で株式会社デジタルクリエイターズを、2025年6月2日付で株式会社プロエージェントを設立したことに伴い、連結の範囲に含めることとしたものであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

- ・ 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・ 貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～22年

工具、器具及び備品 4年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また、契約関連無形資産及び顧客関連無形資産については、効果の及ぶ期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. オフィス光119事業

オフィス光119事業における収益は、主に当社が電気通信事業者として提供する光回線、プロバイダ及びその他インターネット付随サービスの利用料による収入（以下、オフィス光119関連収入という。）、他の電気通信事業者への取次による手数料収入からなります。オフィス光119関連収入については、当社が顧客との契約に基づいたサービスを提供することにより履行義務が充足されたと判断し、サービス提供期間に応じて定額料金及び従量課金に基づき収益を認識しております。手数料収入については、当社から他の電気通信事業者への取次が完了した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ロ. オフィスでんき119事業

オフィスでんき119事業における収益は、主に当社が小売電気事業者として提供する電力供給サービス

による収入並びに他の小売電気事業者への取次による手数料収入からなります。

小売電気事業による収入については、当社が顧客との契約に基づいた電力供給サービスを提供することにより履行義務が充足されたと判断し、サービス提供期間に応じて定額料金及び従量課金に基づき収益を認識しております。なお、実際に顧客が使用した電力量は、毎月の検針にて確定することから、決算月の検針日から決算日まで生じた収益については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第103-2項に基づいた方法にて見積ることにより認識しております。手数料収入については、当社から他の小売電気事業者への取次が完了した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ハ. オフィスソリューション事業

オフィスソリューション事業における収益は、情報通信機器、環境商材等の販売による収入及びレンタルホームページサービスによる収入並びに保険会社からの代理店手数料収入からなります。

情報通信機器並びに環境商材等の販売による収入については、顧客が商品の検収を確認した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。一部の当社が販売代理店となる取引においては、当社が販売会社を通じて商品購入者へ商品を納品し、販売会社がサービスの支配を獲得した時点で履行義務が充足されたと判断し収益を認識しております。当該事業においては当社が代理人となるため、販売会社が取次の対価として支払った代理店手数料並びに商品購入者から商品販売の対価として受け取った売上代金から、当社が販売会社へ支払う仕入代金を控除した金額で、収益を認識しております。

レンタルホームページサービスによる収入については、当社が顧客との契約に基づいたサービスを提供することにより履行義務が充足されたと判断し、サービス提供期間に応じて定額料金に基づき収益を認識しております。

保険会社からの代理店手数料収入については、当社が保険契約の取次を行い、保険会社が当該契約を検収することによりサービスの支配を獲得した期間に応じて履行義務が充足されたと判断し、取次内容又は保険サービスの提供期間に応じて保険会社から支払われる代理店手数料を収益として認識しております。

これらの履行義務に関する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。なお、金額的に重要でないものについては、発生時に一括償却しております。

⑥ 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めておりました「受取手数料」及び営業外費用の「その他」に含めておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。

なお、前連結会計年度の営業外費用の「受取手数料」は3,934千円、営業外費用の「固定資産除却損」は250千円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(貸倒引当金)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

科目名	金額
貸倒引当金（流動）	△51,146
貸倒引当金（固定）	△37,136

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社における貸倒引当金の算出方法は、「連結計算書類の連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載のとおりであります。

② 主要な仮定

当社の貸倒引当金の計上にあたり、あらかじめ定めている債権回収細則及び経理規程細則に基づき、次のように債権を分類し、回収可能性について判断を行っております。

当社の保有する債権については、当社が商材・サービスを提供する主要な顧客が、全国の中小企業・個人事業主であり、小口債権が多数存在することから、一般債権又は貸倒懸念債権等特定の債権に分類し、それぞれ回収不能見込額を算出しております。一般債権の回収不能見込額は、延滞期間に応じた債権ごとに貸倒損失の発生実績及び現在の経済的な状況を踏まえた貸倒実績率等に基づき算出しております。

一定期間以上弁済が滞るかもしれないもしくはそのおそれがあり、債権の一部又は全部の回収が困難になるなど貸倒が懸念される貸倒懸念債権等特定の債権の回収不能見込額は、債権管理区分に応じた過去一定期間の回収実績率を用いて貸倒見積高として算出する、もしくは個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を算定しております。当社においては、債権回収細則に基づき、回収状況について定期的に確認を行うとともに、回収実績や取引先の財政状態等から支払能力を総合的に判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社においては、貸倒引当金の見積りに際して、算定時点で入手可能な情報及び一定の仮定に基づき見積りを行っております。しかしながら、当社の取引先の事業及び財政状態は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、損失の実際の発生額は、当社の見積り額と異なる場合があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

科目名	金額
繰延税金資産	77,408

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を見積もっております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としたものであります。

② 主要な仮定

繰延税金資産は、事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額（合理的な補正含む）に基づき見積もっております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

実際に発生する課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 263,233 千円
- (2) 当社及び連結子会社（株式会社東名テクノロジーズ）においては、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行４行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2025年8月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	4,010,000 千円
借入実行残高	1,200,000
差引額	2,810,000

なお、当社が取引銀行２行と締結した貸出コミットメント契約には、主に次の財務制限条項が付されております。これらの財務制限条項のいずれかに抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

- ① 2025年８月期以降の決算期及び中間決算期における純資産の部の金額を半期前の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2025年８月期以降の決算期及び中間決算期における経常損益を赤字としないこと。
- ③ 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入実行残高の合計額が、直近四半期末時点における連結貸借対照表上の運転資金所要額（連結貸借対照表において、売上債権に棚卸資産を加算し、買入債務を減算した額）を超えないこと。

5. 連結損益計算書に関する注記

（顧客との契約から生じる収益）

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「連結計算書類の連結注記表 8.収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|--------------|
| 普通株式 | 14,993,100 株 |
|------|--------------|
- (注) 当社は、2025年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、発行済株式総数は14,993,100株増加し、29,986,200株となっております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年11月27日 定時株主総会	普通株式	208,607	14	2024年8月31日	2024年11月28日
2025年4月14日 取締役会	普通株式	104,914	7	2025年2月28日	2025年5月19日

(注) 当社は2025年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年10月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	179,904	12	2025年8月31日	2025年11月13日

(注) 当社は、2025年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 256,400 株

(注) 当社は、2025年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる普通株式は256,400株増加し512,800株となっております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。また、資金運用については流動性が高く元本返還が確実であると判断した金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は短期的な運転資金の調達、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）は設備投資資金の調達に伴うものでありますが、いずれも支払金利は固定金利であるため、金利の変動リスクには晒されておられません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って、取引における不良債権の発生防止、優良取引先の選別、取引基盤の強化等リスクの低減を図っております。また、販売管理規程に沿って、取引先ごとに債権の期日及び残高を管理しております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する株式であり、上場株式については四半期ごとに把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループは各部署からの報告に基づき、適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等はありません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	22,554	22,554	－
資産計	22,554	22,554	－
長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	321,560	317,358	△4,201
負債計	321,560	317,358	△4,201

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

イ. 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	22,554	－	－	22,554
資産計	22,554	－	－	22,554

ロ. 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（１年内返済予定の 長期借入金を含む）	－	317,358	－	317,358
負債計	－	317,358	－	317,358

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	オフィス光119 事業	オフィスでんき 119事業	オフィスソリュ ーション事業	合計
売上高				
ストック収益（注） 1	11,992,414	13,100,874	320,670	25,413,959
フロー収益（注） 2	587,485	93,445	2,975,543	3,656,474
顧客との契約から生じる収益	12,579,900	13,194,320	3,296,213	29,070,434
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	12,579,900	13,194,320	3,296,213	29,070,434

(注) 1. ストック収益とは、サービスの提供期間に応じて売上計上される収益であり、オフィス光119事業においては主に光回線及び自社サービスの提供、オフィスでんき119事業においては主に電力小売販売、オフィスソリューション事業においては主に保険商品の取次によるものであります。

2. フロー収益とは、商品の納品・検収時に一括で売上計上される収益であり、オフィス光119事業においては主に光回線サービスの取次、オフィスでんき119事業においては主に電力取次、オフィスソリューション事業においては主に情報通信機器・環境商材の販売によるものであります。

3. 当連結会計年度において、電力小売販売サービス「オフィスでんき119」が主力サービスとして成長したことを受け、事業ポートフォリオの明確化と業績管理体制の見直しを目的に、独立した事業セグメント「オフィスでんき119事業」として新設いたしました。また、既存の「ファイナンシャル・プランニング事業」は「オフィスソリューション事業」に統合いたしました。その結果、当社グループの報告セグメントは「オフィス光119事業」「オフィスでんき119事業」「オフィスソリューション事業」の3つの報告セグメントとなっております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループにおける主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、「連結計算書類の連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載のとおりであります。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
イ. 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	5,253,281千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	5,714,883
契約負債(期首残高)	10,834
契約負債(期末残高)	13,429

(注) 契約負債は、主に商品の引き渡し前に顧客から受け取った前受金並びに各種保守サービスの年間料金として顧客から受け取った前受収益に関するものであり、連結貸借対照表上は「流動負債」の「その他」に計上しております。前受金については、商品の引き渡しに伴い、前受収益については、各種保守サービスの提供期間に応じて均等に取り崩されます。

ロ. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 325円99銭
(2) 1株当たりの当期純利益 81円34銭

(注) 当社は、2025年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益を算定しております。

10. 企業結合に関する注記

(子会社の設立及び事業譲受)

(1) 事業譲受の概要

① 相手企業の名称及びその事業の内容

相手企業の名称 株式会社カラーズエンターテインメント

事業内容 広告運用コンサルティング事業、インターネットサービス事業、飲食事業

② 事業譲受を行った主な理由

当社グループは、全国の中小企業・個人事業主に対し経営課題解決に繋がるサービスとして、自社ブランド商材である中小企業向け光コラボレーションサービス「オフィス光119」及び電力小売販売「オフィスでんき119」を中核として事業活動を行っております。

当該事業について、2023年8月期の販売戦略の変更に伴い、Web集客を強化し、営業業務の効率化を図ってまいりました。そのような情勢の中、株式会社カラーズエンターテインメントとは、当社のリスティング広告の委託契約を締結しており、同社は当社のWeb集客の強化に寄与いただいた実績及びデジ

タルマーケティングのノウハウを持ち合わせております。

この度、当社のインターネットを媒体とした広告宣伝サービスを手掛けるための子会社を設立し、株式会社カラーズエンターテインメントが行う事業の内、広告運用コンサルティング事業、インターネットサービス事業を譲り受けることで、さらなる集客の強化を図るとともに当該サービスの拡大を目指してまいります。

③ 事業譲受日

2024年9月30日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 連結計算書類に含まれている譲受事業の業績の期間

2024年9月30日から2025年8月31日まで

(3) 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	100,176千円
取得の原価		100,176

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

当該事業譲受到に係る取得関連費用の総額は176千円であり、すべて連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(5) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

100,000千円

② 発生原因

譲受事業の時価純資産が取得原価を下回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

③ 償却方法及び均等償却

5年間にわたる均等償却

(6) 事業譲受日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

該当事項はありません。

(7) 事業譲受が期首に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響額

当該影響額に重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、2025年7月14日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月1日付で株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式数の増加により株式の流動性を高めることで、投資家の皆様が当社株式により投資しやすい環境を整えるとともに、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の手法

2025年8月31日（日曜日）最終の株主名簿に記載または記録された株主の有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割しております。

なお、基準日である2025年8月31日（日曜日）は休日扱いとなるため、実質的には2025年8月29日（金曜日）となります。

② 分割により増加する株式数

イ 株式分割前の発行済株式総数	14,993,100株
ロ 今回の分割により増加する株式数	14,993,100株
ハ 株式分割後の発行済株式総数	29,986,200株
ニ 株式分割後の発行可能株式総数	96,000,000株

(3) 分割の日程

イ 基準日公告	2025年8月15日（金曜日）
ロ 基準日	2025年8月31日（日曜日） ※実質的には2025年8月29日（金曜日）
ハ 効力発生日	2025年9月1日（月曜日）

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

(流通株式比率向上を目的とする株式需給緩衝信託®の設定)

当社は、2025年10月15日開催の取締役会において、当社のコーポレート・ガバナンス強化および流通株式比率の向上を目的とする株式需給緩衝信託®（以下「本信託」という。）の設定を決議いたしました。

(1) 本信託の目的及び背景

当社の経営理念は「すべての人々に感動と満足を提供し続けます。」であり、現状のオフィスに不可欠な情報システムやインフラ環境の整備等、さまざまな課題を解決する総合サポート企業です。ソリューションカンパニーとして新しい価値の創造（感動）を提供するため、より良い社会づくりに貢献する企業グループであり続けることを目指しております。

この経営理念の下、当社は、企業活動を通じて、環境、社会の持続可能な発展に貢献することをめざしており、その実現のためにコーポレート・ガバナンスの充実・強化が必要であると認識しております。そのためには、株主の多様化を推進することで経営の透明性を高めることが重要であり、当社企業価値の向上に繋がるものと考えております。

この様な考え方のもと、今般、当社の流通株式を増加させるため、当社の代表取締役会長であり筆頭株主でもある山本文彦氏（2025年9月30日現在の当社発行済株式総数に対する保有割合42.22%）に対し、その保有する当社株式の一部の市場売却（以下「本株式売却」という。）を要請し、応諾を得るに至りました。しかしながら、現在の当社株式の市場流動性を鑑みた場合、本株式売却による市場需給への影響を極力回避するためには、日々の売却数量（売却の市場参加率）を抑制し、十分な時間をかけた売却が不可欠であると考えております。そのため、当社として様々な株式売却手法を比較検討した結果、下記「(2)本信託の概要」に記載の（本信託のメリット・特徴）および（本信託のデメリット・留意点）を勘案した上で、本信託を活用し、当社として本株式売却による市場需給への影響を可能な限り軽減させることが、株主をはじめとするステークホルダーの利益に適うものと判断いたしました。

(2) 本信託の概要

本信託では、当社の流通株式を増加させることを目的に、当社の非流通株式所有者である大株主から売却される当社株式を念頭に、当社が拠出する資金を原資として東京証券取引所の立会外取引（ToSTNeT-2）により当社株式を取得し、その後、当社株式の市場需給に与える影響を極力回避する方法で当社株式を売却します。本信託が取得した当社株式は信託期間の内に売却され、売却代金はあらかじめ定めるタイミングで定期的に当社へ分配されます※。

※ 当社は、本信託が当社を受益者とする自益信託であることから、会計処理において自己株式として扱うこととし、本信託において株価上昇により処分差益が生じた場合は「その他資本剰余金（純資産）」の増加、株価下落により処分差損が生じた場合は「その他資本剰余金（純資産）」の減少として処理する予定です。なお、本信託による当社株式の売却状況については、月次の頻度で開示を行う予定です。

また、本信託による当社株式の取得（以下「本取得」という。）ならびに本取得株式の保有および売却においては、自己株式にかかる諸規制（会社法第155条乃至第160条、第165条、第461条等）の主旨・目的および本信託の内容を勘案し、必要と考えられる規制に対応した形で行われるものとしています。

(本信託のメリット・特徴)

- ①非流通株式所有者である大株主から取得する当社株式を、取引所立会内市場で売却することにより、当社の流通株式を着実に増加させることが期待できる。
- ②日々の売却数量（売却の市場参加率）を抑制し、十分な時間をかけて売却していくことで、当社株式の市場流動性の向上ならびに株式売却による市場需給への影響の軽減が期待できる。
- ③本信託による当社株式の取得においては、自己株式取得取引でも使われている東京証券取引所の立会外終値取引（ToSTNeT-2）を用いることで、売却を予定している大株主のみならず、他の株主にも売却できる機会が確保されており、売却機会の平等性が確保されている。
- ④信託期間中の株価推移（株価上昇）によっては、当社が拋出する取得資金と受領する売却代金との間で処分差益が生じる可能性がある。

(本信託のデメリット・留意点)

- ①立会内市場における売却により、当社株式の市場需給に対し、本信託による当社株式の売却が完了するまでの間、継続的な影響が生じる可能性がある。
- ②信託期間中の株価推移（株価下落）によっては当社が拋出する取得資金と受領する売却代金との間で処分差損（ただし、当社が拋出する取得資金が限度となる。）が生じる可能性があり、相応の金額となる可能性がある。また、当該処分差損が更なる株価下落の要因となる可能性がある。

(3) 本信託の内容

- | | |
|------------|---|
| ① 委託者 | : 当社 |
| ② 受託者 | : 野村信託銀行株式会社 |
| ③ 受益者 | : 当社 |
| ④ 議決権行使 | : 本信託内にある当社株式については議決権を行使しないものとする |
| ⑤ 配当金等の取扱い | : 本信託内にある当社株式に対し支払われる配当金を受領する |
| ⑥ 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託 |
| ⑦ 信託契約日 | : 2025年10月15日 |
| ⑧ 信託の期間 | : 2025年10月15日（予定）～2027年8月31日（予定） |
| ⑨ 信託の目的 | : 大株主から売却される当社株式を念頭に、当該売却による当社株式の市場需給の悪化を軽減させるとともに、当社流通株式の増加を図ること |

(4) 本信託による当社株式の取得

- | | |
|------------------|--|
| ① 取得株式の種類 | : 当社普通株式 |
| ② 取得する株式数（上限） | : 1,000,000株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.3%） |
| ③ 株式の取得価額の総額（上限） | : 1,300,000,000円 |
| ④ 株式の取得時期 | : 2025年10月17日（予定）～2025年10月23日（予定） |
| ⑤ 株式の取得方法 | : 東京証券取引所における立会外終値取引（ToSTNeT-2）による取得 |
| ⑥ 株式の取得価格 | : 株式取得日の前営業日の終値 |
| ⑦ 株式取得日 | : 株式取得日の前営業日に開示予定 |

- ⑧ 本取得の停止条件 : 本取得により本信託の目的の遂行が合理的に見込まれること
- ⑨ 取得及び信託のために拠出する資金: 1,331,324,128円
- (5) 本信託における当社株式の売却方法
- 本信託における当社株式の売却は、取引所立会内市場取引により行われ、当該売却代金は当社が受領します。なお、信託期間における具体的な売却の執行は、あらかじめ信託契約に定められた執行方針に基づいて行われ、当社が指図することはありません。
- <取引所立会内市場取引における執行方針の概要>
- ・ 当社株式の売却時期の分散に配慮しつつ、信託期間の内に売却を完了させることを目標とする。なお、当初信託期間満了日までに信託財産に属する当社株式が残存する場合には、本信託の満了日は 2028年8月31日に変更される。
 - ・ 毎営業日における売却株数は、当日の株価基調等も勘案し、概ね15%程度を市場出来高に対する売却株数の割合となるよう努める。
 - ・ 原則として売却注文は指値注文によるものとし、成行き注文による発注は行わない。
 - ・ 株式市場の状況に応じて、一定の範囲内で売却ペースの調整を行うことがある。特に、株価が著しく下落する局面においては売却の一時停止を行うことがある。
 - ・ 金融商品取引所の定めにより監理銘柄または整理銘柄に指定された場合は、上記にかかわらず速やかに売却を完了させる
- (6) 当社業績に与える影響について
- 本信託の実施による当社業績に与える影響については、必要に応じて、四半期決算に反映させる形で開示します。
- (ご参考)
- 株式需給緩衝信託®は野村證券株式会社の登録商標です。

株主資本等変動計算書

(2024年 9 月 1 日から)
(2025年 8 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金						
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					別 途 繰 越 利 益 積 立 金	剰 余 金				
当 期 首 残 高	629,217	619,217	619,217	2,500	1,400,000	4,477,853	5,880,353	△663	7,128,125	
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	12,035	12,035	12,035						24,071	
剰余金の配当						△313,522	△313,522		△313,522	
当 期 純 利 益						2,488,540	2,488,540		2,488,540	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	12,035	12,035	12,035	－	－	2,175,018	2,175,018	－	2,199,089	
当 期 末 残 高	641,253	631,253	631,253	2,500	1,400,000	6,652,871	8,055,371	△663	9,327,215	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	16,401	16,401	6,874	7,151,402
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				24,071
剰余金の配当				△313,522
当 期 純 利 益				2,488,540
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△960	△960	16,391	15,431
当期変動額合計	△960	△960	16,391	2,214,521
当 期 末 残 高	15,441	15,441	23,266	9,365,923

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

イ. 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ. 貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～22年

工具、器具及び備品 4年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また、契約関連無形資産及び顧客関連無形資産については、効果の及ぶ期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. オフィス光119事業

オフィス光119事業における収益は、主に当社が電気通信事業者として提供する光回線、プロバイダ及びその他インターネット付随サービスの利用料による収入（以下、オフィス光119関連収入という。）、他の電気通信事業者への取次による手数料収入からなります。オフィス光119関連収入については、当社が顧客との契約に基づいたサービスを提供することにより履行義務が充足されたと判断し、サービス提供期間に応じて定額料金及び従量課金に基づき収益を認識しております。手数料収入については、当社から他の電気通信事業者への取次が完了した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ロ. オフィスでんき119事業

オフィスでんき119事業における収益は、主に当社が小売電気事業者として提供する電力供給サービスによる収入並びに他の小売電気事業者への取次による手数料収入からなります。

小売電気事業による収入については、当社が顧客との契約に基づいた電力供給サービスを提供することにより履行義務が充足されたと判断し、サービス提供期間に応じて定額料金及び従量課金に基づき収益を認識しております。なお、実際に顧客が使用した電力量は、毎月の検針にて確定することから、決算月の検針日から決算日までに生じた収益については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第103-2項に基づいた方法にて見積ることにより認識しております。手数料収入については、当社から他の小売電気事業者への取次が完了した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ハ. オフィスソリューション事業

オフィスソリューション事業における収益は、情報通信機器、環境商材等の販売による収入及びレンタルホームページサービスによる収入並びに保険会社からの代理店手数料収入からなります。

情報通信機器並びに環境商材等の販売による収入については、顧客が商品の検収を確認した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。一部の当社が販売代理店となる取引においては、当社が販売会社を通じて商品購入者へ商品を納品し、販売会社がサービスの支配を獲得した時点で履行義務が充足されたと判断し収益を認識しております。当該事業においては当社が代理人となるため、商品購入者から商品販売の対価として受け取った売上代金から、当社が販売会社へ支払う仕入代金を控除した金額を収益として認識しております。

レンタルホームページサービスによる収入については、当社が顧客との契約に基づいたサービスを提供することにより履行義務が充足されたと判断し、サービス提供期間に応じて定額料金に基づき収益を認識しております。

保険会社からの代理店手数料収入については、当社が保険契約の取次を行い、保険会社が当該契約を検収することによりサービスの支配を獲得した期間に応じて履行義務が充足されたと判断し、取次内容又は保険サービスの提供期間に応じて保険会社から支払われる代理店手数料を収益として認識しております。

これらの履行義務に関する対価は、履行義務充足後概ね 1 年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めておりました「受取手数料」及び営業外費用の「その他」に含めておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。

なお、前事業年度の営業外収益の「受取手数料」は9,363千円、営業外費用の「固定資産除却損」は250千円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

科目名	金額
貸倒引当金（流動）	△51,032
貸倒引当金（固定）	△37,136

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

「連結計算書類の連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記（貸倒引当金）(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報」に記載のとおりであります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

科目名	金額
繰延税金資産	62,789

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

「連結計算書類の連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記（繰延税金資産の回収可能性）(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報」に記載のとおりであります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 220,632千円
- (2) 当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当事業年度 (2025年8月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	4,000,000 千円
借入実行残高	1,200,000
差引額	2,800,000

なお、当社が取引銀行2行と締結した貸出コミットメント契約には、主に次の財務制限条項が付されております。これらの財務制限条項のいずれかに抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

- ① 2025年8月期以降の決算期及び中間決算期における純資産の部の金額を半期前の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2025年8月期以降の決算期及び中間決算期における経常損益を赤字としないこと。
- ③ 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入実行残高の合計額が、直近四半期末時点における連結貸借対照表上の運転資金所要額（連結貸借対照表において、売上債権に棚卸資産を加算し、買入債務を減算した額）を超えないこと。
- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）
- ① 短期金銭債権 46,139千円
- ② 短期金銭債務 61,244千円
- ③ 長期金銭債権 1,631千円
- ④ 長期金銭債務 2,440千円

5. 損益計算書に関する注記

(関係会社との取引高)

営業取引による取引高

売上高	69,594千円
仕入高	184,715千円
外注費	333,963千円
経費	2,687千円
販売費及び一般管理費	26,896千円
営業取引以外の取引高	41,431千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 1,066株

(注) 当社は、2025年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い自己株式は1,066株増加し2,132株となっております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2025年8月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	26,988千円
減損損失	571
資産除去債務	22,713
賞与引当金	24,407
未払事業税	30,874
関係会社株式評価損	39,198
その他	13,613
繰延税金資産小計	158,364
評価性引当額	78,871
繰延税金資産合計	79,495
繰延税金負債	
建物附属設備	△9,999
その他有価証券評価差額金	△6,706
繰延税金負債合計	△16,705
繰延税金資産の純額	62,789

8. 関連当事者に関する注記

(子会社及び関連会社等)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社デジタルクリエーターズ	（所有） 直接100	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付（注） 貸付金利息（注）	200,000 1,481	関係会社 長期貸付金	200,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

（顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「計算書類の個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 311円59銭

(2) 1株当たりの当期純利益 83円21銭

（注）当社は、2025年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

「連結計算書類の連結注記表 11. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。